

資料一覽

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（抄）
（平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号）

附 則

（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第 3 条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(定義等)」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 65 歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

届出をしなければ有料老人ホームに当たらないのではなく、有料老人ホームの定義に該当すれば届出をしなければならないこと、仮に届出がなくとも有料老人ホームに該当すれば老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく立入検査や改善命令の対象となり、改善命令をしたときには、その旨を公示しなければならないこととされているため、届出の有無にかかわらず、適切な運営が行われるよう指導していただきたい。

出典：平成 21 年 5 月 28 日付老振発第 0528001 号「未届の有料老人ホームの届出促進及び指導等の徹底について」

「養介護施設従事者等」及び「養護者」の解釈について

有料老人ホームとしての届出の有無にかかわらず、老人福祉法に定める有料老人ホームに該当するものであれば、そこで業務に従事する者は養介護施設従事者等に該当するものであること、また養介護施設従事者等に該当しない場合であっても、法第 2 条第 2 項に規定する「養護者」に該当し得るものであることから、法第 11 条に基づく立入調査の実施など、適切な対応を行うことが必要です。

出典：平成 23 年 9 月 16 日付事務連絡『「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の適切な運用について』（厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室）

◆◆高齢者虐待防止法、老人福祉法、介護保険法の目的◆◆

□高齢者虐待防止法 第1条（目的）

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

□老人福祉法 第1条（目的）

この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

□介護保険法 第1条（目的）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

◆◆高齢者虐待防止法に規定する養介護施設、養介護施設従事者等の責務と役割◆◆

《高齢者虐待の防止に関する取組（第20条）》 ～養介護施設設置者、養介護事業を行う者

- 養介護施設従事者等の研修の実施
- 養介護施設・事業所を利用する高齢者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置

《通報等の義務（第21条）》 ～養介護施設従事者等

- 業務に従事している養介護施設・事業所において、業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際の通報義務

◆◆高齢者虐待防止法に規定する市町村の責務と役割◆◆

《高齢者虐待への対応に関する項目》

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報又は届出に係る事項の都道府県への報告（第 22 条）
- 通報又は届出を受けた場合の守秘義務（第 23 条）
- 養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保し、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るための、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限行使（第 24 条）
- 第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談受付、関係部局・機関の紹介（第 27 条第 1 項）
- 財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者に係る後見開始の審判の請求（第 27 条第 2 項）

《体制整備に関する項目》

- 関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備（第 3 条第 1 項）
- 専門的な人材の確保及び資質向上を図るための関係機関職員への研修等必要な措置（第 3 条第 2 項）
- 高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等の広報、啓発活動（第 3 条第 3 項）
- 対応窓口の周知（第 21 条第 5 項）
- 成年後見制度周知のための措置、成年後見制度利用に係る経済的負担軽減のための措置（第 28 条）

◆◆高齢者虐待防止法に規定する都道府県の責務と役割◆◆

《高齢者虐待への対応に関する項目》

- 高齢者虐待の報告を受けた場合の守秘義務（第 23 条）
- 養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保し、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るための、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限行使（第 24 条）
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、対応措置その他厚生労働省令で定める事項の公表（第 25 条）

《体制整備に関する項目》

- 関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備（第 3 条第 1 項）
- 専門的な人材の確保及び資質向上を図るための関係機関職員への研修等必要な措置（第 3 条第 2 項）
- 高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等の広報、啓発活動（第 3 条第 3 項）
- 成年後見制度周知のための措置、成年後見制度利用に係る経済的負担軽減のための措置（第 28 条）

〔都道府県としての対応〕：事実確認

通報等の内容から高齢者への重大な権利利益の侵害が疑われたり、過去の指導等の内容が守られていなかったりするなど監査（立入検査等）を行う必要がある場合には、都道府県は市町村と共同で事実確認を行うことが求められます。また、養介護施設・事業所に拒否されるなど市町村単独では事実確認が困難な場合や事実確認ができていない（市町村の対応が遅れている）場合もあります。複数の保険者が関わっており広域的な調整等が必要となる場合も考えられます。そのような場合には都道府県が主導して事実確認を行ったり、広域的な調整を行うなど積極的な支援が求められます。

出典：社団法人 日本社会福祉士会.市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き, 2012., p. 67.

高齢者権利擁護等推進事業（実施要綱より抜粋）

1 目的

介護保険法の改正や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年11月9日法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の施行に伴い、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図るための成年後見などの高齢者の権利擁護のための取組を推進することが重要である。

本事業は、介護施設従事者に対する研修を実施し、身体拘束の廃止に向けた取組など介護現場での権利擁護のための取組を支援するとともに、各都道府県による地域の実情に応じた専門的な相談体制等の整備、虐待を受けた高齢者の緊急時における一時保護を行うための施設の確保及び市民後見人養成研修の実施など、各都道府県における高齢者の権利擁護のための取組を推進することを目的とするものである。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

3 事業内容

（1）身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催

（2）介護施設・サービス事業従事者の権利擁護推進事業

ア 権利擁護推進員養成研修

イ 看護職員研修

（ア）看護指導者養成研修

（イ）看護実務者研修

（3）権利擁護相談支援事業

本事業は、各都道府県において、高齢者虐待を中心とした権利擁護に関する専門的相談体制を構築し、管内の権利擁護の取組を推進することを目的とし、下記の事業を実施する。

ア 権利擁護相談窓口の設置

各都道府県は、管内の権利擁護に関係する関係団体等との密接な連携の下、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による専門相談員を配置した権利擁護相談窓口を設置する。

権利擁護相談窓口及び専門相談員は、次の業務を行うものとする。

- ・ 成年後見制度の手続きなど、高齢者の権利擁護に関する高齢者本人やその家族に対する専門的な相談
- ・ 虐待防止ネットワークの構築、虐待対応等困難事例への対応における支援など、高齢者虐待防止・権利擁護対応に関わる市町村及び地域包括支援センターへの助言及び支援
- ・ その他、高齢者の権利擁護に関する必要な業務など。

イ 権利擁護に関する普及啓発

都道府県内の権利擁護の取組を推進するため、高齢者虐待の防止や成年後見制度等に係る理解の普及・取組の推進を目的としたシンポジウムや市町村、地域包括支援センター等の職員を対象とした事例報告（検討）会等を開催する。

なお、従前より実施されている「身体拘束廃止事例等報告検討会」は、引き続き、本事業において実施するものとする。

ウ その他権利擁護推進のために実施主体が必要と認める事業

(4) 権利擁護強化事業

本事業は、市町村における高齢者虐待の防止等に関する取組の支援を目的として、単独の市町村では対応が困難な広域的な課題や専門的な知識を要する事案等に適切に対応できる職員を配置することなどにより、都道府県の体制強化等を図るものであり、具体的には下記の事業を実施する。

- ア 被虐待高齢者を保護するための措置を行う居室の広域的確保のための調整
- イ 病院など関係機関等との連携による広域的調整
- ウ 市町村における困難事例に対する具体的な助言や支援
- エ 市町村における虐待対応事例の収集、蓄積及び内容の分析
- オ その他高齢者虐待の防止等に関する市町村への広域的な支援に資する取組として実施主体が必要と認める事業

(5) 高齢者虐待防止シェルター確保事業

高齢者が養護者や養介護施設従事者等から虐待を受け、市町村長が保護・分離の措置等を講ずる際に、当該措置がなされるまでの間、都道府県が広域的な観点から、民間宿泊施設や介護保険施設等の借り上げを行うなど、緊急一時的に高齢者を避難させるための場所を確保するための事業を実施する。

(6) 都道府県市民後見人養成事業

被虐待者の一時保護について

本年度から「高齢者権利擁護等推進事業」において、新たに「高齢者虐待防止シェルター確保事業」を創設したところです。都道府県においては養介護施設従事者及び養護者による虐待により、一時的に被虐待者を分離・保護する必要がある場合には、本事業の利用が可能であるので、積極的な活用について検討をお願いします。

出典：平成23年9月16日付事務連絡『「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の適切な運用について』（厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室）

【法の解説】

通報者の保護と「過失」による通報について

通報は虐待発見のきっかけですから、通報者を通報による不利益から保護し、通報を萎縮させてはなりません。養介護施設従事者等の虐待通報に対する解雇などの不利益取扱禁止や守秘義務規定の注意的解釈（第21条第6項・7項）については、「虚偽」が除外されることは当然としても、「過失」をあえて除外したことは通報しようとする者を萎縮させることにつながりかねません。

そこで、「過失」の解釈が問題となりますが、「過失によるもの」とは、「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。（厚生労働省マニュアル p99）。したがって、例えば虐待を現認した上での通報でなければ過失ありとされるのではなく、虐待があると信じたことについて一応の合理性があれば過失は存在しないと解されます。一応の合理性とは、具体的には、高齢者の状態や様子、虐待したと考えられる施設従事者の行動、様子などから、虐待があったと合理的に考えられることを指します。

また、公益通報者保護法では、労働者が事業所内部で通報対象事実（国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として政令で定めた法律に規定する罪の犯罪行為の事実やそれらの法律の規定に基づく処分に違反することが犯罪事実となる場合における当該処分の理由とされている事実）が生じ、又は生じようとしている旨を、①事業所内部（労務提供先）、②行政機関（処分等の権限を有する行政機関）、③事業者外部（被害の拡大防止等のために必要と認められる者）に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。養介護施設従事者等による虐待が刑法上の犯罪事案に該当する場合は通報対象事実になりますし、養介護施設・事業所の事業根拠である老人福祉法や介護保険法も公益通報者保護法の通報対象法令に位置づけられています。

因みに公益通報者保護法は、行政機関への通報の保護要件（解雇無効）につき、「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当な理由がある」ことを定めています。しかし、養介護施設従事者等による虐待通報について、不利益取扱いが禁止され、また守秘義務規定から免責されるには、虐待があると「信ずるに足りる相当な理由」があることを要すると解した場合には、内部通報はほとんど期待できなくなります。したがって、上記のとおり通報者の主観に一応の合理性があれば足りると解されます。

次に、過失の場合民事上の不利益扱いの禁止から除外されることとなりますが、使用者である養介護施設・事業所が通報をした従事者等に対して不利益処分を課す場合には、不利益処分の根拠（就業規則上の根拠と処分の内容およびその対象としている具体的な事実）については労働契約上、使用者側に主張・立証責任があります。仮に不利益処分の根拠がある場合であっても、その処分の効力は、問題とされる過失行為との関係での処分の相当性を踏まえて判断されることとなります。

なお、守秘義務違反について、養介護施設・事業所または利用者との間での民事上の責任が問題になる場合がありますが、民事上の責任は、守秘義務違反によって、養介護施設・事業所または利用者に何らかの損害が生じた場合にその責任が問われるものですので、損害についてはこれを主張する者が立証責任を負うこととなります。

老人福祉法・介護保険法の規定による権限行使に関する注意事項

注1：通報等を受けた場合の事実確認としては、法第24条に規定する老人福祉法、介護保険法の規定する「監査（立入検査等）」や「実地指導」以外に、高齢者虐待防止法により養介護施設・事業所の協力を得て調査を行うことも可能です。（詳しくは5. 2（3）「事実確認について」参照、p58）

注2：未届けの有料老人ホーム等に対しては、仮に届出が無くとも有料老人ホームに該当すれば、法の規定する権限行使が可能です（1章 p3 参照）。

注3：有料老人ホームの立入検査や特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の報告徴収及び立入検査、勧告、改善命令等についての権限が、地域主権戦略大綱に基づいて行われた介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部改正により、平成24年度に都道府県から、指定都市及び中核市に移譲されます。これにより、該当する事案に対しては該当する指定都市・中核市が権限行使することになります。

また、一部の都道府県では、地方自治法第252条の17の2に基づく条例により市町村に対しても同様の権限移譲を進めているところがあります。

出典：社団法人 日本社会福祉士会. 市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き, 2012, , p. 43.

実地指導や高齢者虐待防止法による任意の調査は、養介護施設・事業所の協力に基づく調査です。介護保険法第23条の市町村による実地指導は、拒んだり、虚偽の報告を行ったり、質問に答えなかったりした場合にも、直ちに「指定取消等」の行政上の措置は行えない「任意」のものであり、拒まれれば無理に実施できない点で高齢者虐待防止法による任意の調査と実地指導に大きな違いはありません。

一方、監査（立入検査等）は、事実関係を的確に把握した上で、必要な場合は「勧告」「命令」「指定取消等」の行政上の措置が可能です。

いずれの場合も、調査を実施する際に鍵を壊したり、ドアを破るなどの有形力の行使は認められていませんので注意が必要です。

※「有形力の行使」における「有形力」とは、物理的な力のことをいいます。「有形力の行使」の典型は、殴る、蹴るなど他者に暴力を振るうことです。物を破壊するなど器物損壊行為も「有形力の行使」に含まれます。

出典：社団法人 日本社会福祉士会. 市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き, 2012, , p. 58.

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議に係る質問に対する回答

〔質問要旨〕

- ①介護保険法第 23 条又は同法第 24 条の調査権は、同法第 20 条で規定する介護給付又は予防給付に係るものに限られ、虐待、事故、苦情、サービスの質等の運営上の問題が生じた場合、調査を行うことができないのではないか。
- ②同法第 23 条又は同法第 24 条において、報告、記録等の提示、職員への質問をすることができるが、出頭を求めることや事業所への立ち入りを行うことは規定がないため、本来行えないのではないか。
- ③介護保険法上監査や指導についての規定がなく、通知で指導と監査を規定し、指導については同法第 23 条又は同法第 24 条、監査については同法第 5 章の規定により行うこととしているに過ぎない。厳密な法解釈を行えば、運営上の問題についての調査、出頭を求める場合や事業所への立ち入りを行う場合は、指導であっても同法第 5 章の規定を適用すべきではないか。
- ④同法第 23 条又は同法第 24 条の規定により、立ち入り調査等が可能と解すのであれば、条文のどの箇所を適用すればそのように解せるのか明確に示していただきたい。
- ⑤今後、指定機関へ実地指導権限の一部を委託するにあたり、以上の問題を明確にしなければ、委託できない状況になると考えられるが如何か。

〔回答〕

- ①介護給付又は予防給付（以下、「介護給付等」という。）は、被保険者が事業者から居宅サービス等を受けた結果として支払われるものであり、同法第 23 条又は第 24 条で規定する「必要があると認めるとき」には、給付の前提となる事業者が提供したサービス内容も含まれる。
- ②③④⑤そもそも国では、監査と指導を明確に区分し、実地指導については、サービスの質の向上の観点から、事業者の理解と協力を得ながら行うこととし、指定基準違反、不正請求等が疑われる場合には監査で確認を行うようお示ししているところ。実地指導において、報告や記録等の提示を求めたり、職員への質問をしたりすることは同法第 23 条又は第 24 条により規定され、その際に事業者が行政に出向いたり、事業所内において行われることが想定されるため、事業所の協力を得ながら実施いただきたい。

出典：「介護保険最新情報 vol. 263」（厚生労働省老健局総務課、平成 24 年 3 月 7 日）

【法の解説】

高齢者虐待防止法の施行を踏まえ平成 18 年に行われた「介護保険施設等指導指針」「介護保険施設等監査指針」の改正では、行政指導と監査の目的の区分を明確にし、監査を利用者等からの情報に基づく介護保険法上の調査権限の行使として明確にしています。また、従来は行政指導を監査の前に実施し、著しい不当等が発見された場合に監査に切り替えるとされていたのに対し、この改正により市町村や都道府県は状況に応じて適切な手段を選択して実施することに改められました。

特に、平成 23 年 9 月 16 日事務連絡で明確なように、監査の実施に当たっては、実地指導による事実確認の後でなければ実施できないというのではなく、緊急性が高い場合や悪質なケースについては、迅速・適切に実施することが求められます。

「介護保険施設等の指導監督について」 (平成 18 年 10 月 23 日付け 老健局長通知) の発出 「介護保険施設等指導指針」「介護保険施設等監査指針」の改正

<改正前>

- 第 4 章（保険給付）第 23 条、第 24 条により実地に行政指導を実施。
その際、不正又は著しい不当等が疑われる場合は、第 5 章事務規定（事業者及び施設）に基づき行政処分につながる監査に切り替える方法で実施。



<改正後>

- 第 4 章（保険給付）第 23 条、第 24 条による行政指導を実施。
介護サービス事業者等の育成・支援を目的とした指導。
- 第 5 章第 70 条（介護支援専門員並びに事業者及び施設）以降の各条文の規定に基づく監査。
利用者からの情報等に基づく介護保険法上の権限行使を適切に実施。

指導監督業務について、指導と監督を区分することにより

- 指導は制度管理の適正化とよりよいケアの実現
 - 監査は不正請求や指定基準違反に対する機動的な実施
- これにより適切な運営を行っている介護サービス事業者等を支援するとともに、介護保険給付の適正化に取り組む。

出典：平成 22 年 3 月 31 日老指発 0331 第 1 号「介護保険施設等実地指導マニュアル（改訂版）について」（厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長）より

法律に基づく立入検査等の適切な実施について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）第 24 条では、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報又は報告を受けた場合には、都道府県又は市町村は、老人福祉法又は介護保険法の規定による報告徴収、立入検査等、改善命令など権限を適切に行うこととされています。

特に、立入検査等の実施に当たっては、例えば介護保険法第 23 条及び第 24 条等の規定により文書の提出を求めたり、質問をした後に行わなければならないというのではなく、施設管理者等が任意の調査に応じないために高齢者の安全が確認できないなど、緊急性が高かったり、悪質なケースについては、迅速・適切に立入検査等を実施することが求められます。

なお、その実施の要否及び方法については、市町村は都道府県と相談し、立入検査等を共同で実施するなど連携を図ることも重要です。

出典：平成 23 年 9 月 16 日付事務連絡『「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の適切な運用について』（厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室）

(老人ホームへの入所等)

老人福祉法 第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- 一 65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
- 二 65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。
- 三 65歳以上の者であって、養護者がいないか、又は養護者があってもこれに養護させることが不当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預って養護することを希望する者であって、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。

老人ホームへの入所措置等の指針について（抜粋）

第1 入所措置の目的

法第11条第1項第2号の規定による特別養護老人ホームへの入所措置については、やむを得ない事由により介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められるときに限られるものであるが、「やむを得ない事由」としては、

(1) 65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する介護福祉施設サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由(※)により介護保険の介護福祉施設サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合

(※) 「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す。

出典：平成18年3月31日付老発第0331028号厚生労働省老健局長通知

高齢者虐待と定員超過の取扱いについて

※平成 18 年 4 月の高齢者虐待防止法の施行に併せ、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準が改正されました。改正では「虐待」の文言が追加され、虐待対応におけるやむを得ない措置について、定員の 5%（定員 50 人の特別養護老人ホームでは 2 人まで）までの増員については、介護報酬上の減算対象外となることが明示されました。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

第 25 条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。（平成 18 年 3 月 31 日、厚生労働省令第 79 号）

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

第 2 5 介護福祉施設サービス

(4) やむを得ない措置等による定員の超過

原則として入所者数（空床利用型の短期入所生活介護の利用者数を含む。）が入所定員を超える場合は、定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の 100 分の 70 を乗じて得た単位数を算定することとなるが、①及び②の場合においては、入所定員に 100 分の 105 を乗じて得た数（入所定員が 40 人を超える場合にあっては、利用定員に 2 を加えて得た数）まで、(③中略…)。なお、この取り扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要があること。

①老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の規定による市町村が行った措置による入所(同法第 10 条の 4 第 1 項第 3 号の規定による市町村が行った措置により当該指定介護老人福祉施設において空床利用型の短期入所生活介護の利用が行われる場合を含む。)によりやむを得ず入所定員を超える場合

(②入院者の当初の予定より早期の再入所の場合)

(③緊急その他の事情により併設の短期入所生活介護事業所の空床を利用する場合)

(平成 12 年 3 月 8 日、老企 40 各都道府県介護保険主管部(局)長宛 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

老人福祉法 第32条

市町村長は、65 歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第 7 条、第 11 条、第 13 条第 2 項、第 15 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 876 条の 4 第 1 項又は第 876 条の 9 第 1 項に規定する審判の請求をすることができる。

市町村長申立てにあたっての親族調査について

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について

(略) 市町村長による後見等の開始の審判請求(市町村申立て)に関しては、これまで(中略)、市町村長は高齢者等の4親等以内の親族の有無を確認した上で市町村申立てを行う、との手続きを例示として示してきたところである。

しかしながら、4親等以内の親族の有無確認作業が極めて繁雑であることも要因となって、市町村申立てが十分に活用されていない状況にあった。このため、市町村申立ての手続きの例示を下記のとおり見直すこととし、併せて別添1及び別添2を別紙のとおり改めたので、御了知の上、管内市町村に周知を図りたい。

記

- 1 市町村申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること。

出典：平成17年7月29日付厚生労働省社会援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局計画課長連名通知

成年後見制度の利用促進

法第28条は、成年後見制度の利用促進を定めているが、今回の調査においても制度が利用されているものは少数であった。また、制度利用に際しての経済的負担の軽減を図る成年後見制度利用支援事業の実施状況についても、昨年度は介護保険の保険者全体の約6割強に止まっている。成年後見制度は認知症高齢者等の権利擁護、虐待防止を図る上で重要な制度である。今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加していく状況を踏まえると、市町村においては、市町村長による申立について、より一層活用されるようお願いしたい。

出典：平成23年12月6日付事務連絡「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果を受けての対応について」(厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室)

成年後見制度の利用促進について

(1) 成年後見制度について

成年後見制度は、判断能力の不十分な高齢者等の権利擁護、虐待防止を図る上で重要な制度であり、高齢者虐待防止法第 28 条において、本制度の利用促進を規定している。

平成 22 年の成年後見関係事件申立件数は 30,079 件と年々増加しており、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加していく状況を踏まえると本制度の一層の活用を図ることが必要である。

このため、各都道府県におかれては、成年後見制度の周知等についてご配慮をいただくとともに、管内市町村に対し、市町村長による申立の活用についてより一層の配慮をお願いしたい。

また、市町村長申立の必要性の高まりに対応するため、「市民後見推進事業」を活用することにより、市民を含めた後見活動にかかる体制整備について併せてご配慮いただくなど、成年後見制度の利用促進に積極的に取り組まれるよう、ご助言をお願いしたい。

(2) 成年後見制度利用支援事業について

成年後見制度利用支援事業は、地域支援事業交付金の事業の一つとして実施されており、成年後見制度に対する理解が不十分であることや、費用負担が困難なこと等から制度の利用ができないといった事態を防ぐために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業を対象としており、補助の対象となる事業は、

ア 成年後見制度のパンフレットの作成や説明会の開催など、利用促進のための広報・普及活動

イ 成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬に対する助成等

としている。

平成 23 年度における本事業の実施率は全国の保険者の約 68%であり、平成 19 年度の約 50%から年々増加しているものの、全ての市町村で実施されている状況ではないことや、都道府県毎の実施状況においても 100%～約 36%と格差も見受けられること等から、各都道府県におかれては、本事業の趣旨を十分にご理解の上、管内の市町村に対して事業の周知をお願いしたい。

なお、本事業の実施に当たっては、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が広く地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するという観点から、

ア 判断能力が不十分な者に対し、福祉サービスや苦情解決制度の利用援助等を行う社会・援護局所管の「セーフティネット支援対策等事業の実施について（平成 17 年 3 月 31 日社援発第 0331021 号）」に基づき実施している日常生活自立支援事業など他の権利擁護に関連する事業

イ 市町村社会福祉協議会、司法書士会（リーガルサポート）、社会福祉士会（ばあとなあ）、日本弁護士連合会などの高齢者・障害者の権利擁護に携わる各種団体との円滑な連携を図るよう併せて周知願いたい。

出典：平成 23 年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（平成 24 年 2 月 23 日）

◆◆虐待の有無を判断する際の考え方・方法◆◆

○行われた行為のみでなく、高齢者の尊厳、心身や生活への影響という視点で捉える

高齢者に対して行われた行為だけをみれば、虐待とまではいえない場合であっても、その行為が当該高齢者の身体面、精神面、行動面に対して何らかの悪影響を及ぼしていないか（あるいは及ぼすおそれはないか）、それによって高齢者の権利利益が侵害されていないかという視点で検討することが必要です。

○専門家や関係機関からの意見を踏まえて総合的に判断する

高齢者に対して行われた行為が、虐待に該当するかどうか判断に迷う場合には、市町村が構築している高齢者虐待防止ネットワーク等に参画している法律専門家、医療関係者、学識経験者など複数の専門家や都道府県などの関係者・機関を交えて検討し、総合的に判断することが望ましいと考えられます。

出典：社団法人 日本社会福祉士会・市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き, 2012, p. 89.

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

第2条第5項に基づく高齢者虐待の解釈について

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」については「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）第2条第5項に規定されているところですが、通報等を受けた場合は、事案について調査を十分に実施したうえで同条第5項に照らし、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に該当するかどうか判断することが重要となります。次のような行為は同項に基づく高齢者虐待に該当すると考えられるところであり、該当するか否かについての判断をせずに、例えば「極めて不適切な行為」として処理することは同法では想定されていないことについてご留意願います。

- ・ 入所者を車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げた。
- ・ 裸になった入所者の姿を携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。
- ・ 入所者の顔に落書きをして、それを携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。

今後とも、これらの判断にあつては、調査等を十分に実施した上で、法やマニュアルに照らし、慎重かつ適切に判断し、市町村等において判断しがたい事案が発生した場合には、都道府県に相談するとともに、必要に応じて国にも照会するなど、法の趣旨に沿って適正に対応していただきますようお願い致します。

また、管内の市区町村等への十分な周知についてよろしくお願いいたします。

出典：平成22年9月30日付老推発第0930第1号『「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条第5項に基づく高齢者虐待の解釈について』

〔都道府県としての対応〕：市町村が虐待有無の判断が困難な場合の支援

市町村が事実確認を行った結果、高齢者に対して行われた行為が虐待に該当するかどうか判断に迷うことも少なくないと考えられます。都道府県は、市町村から相談依頼が寄せられた場合は、過去の対応事例による判断基準等の情報提供、専門家や国などへの検討依頼を促すなど、市町村が適切に判断できるための助言を行うことが望まれます。

出典：社団法人 日本社会福祉士会.市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き, 2012, , p. 90.

養介護施設従事者等による高齢者虐待発生要因と予防のポイント

課題 1 組織経営に課題がある	
<p>背景・要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ●組織設立の理念や組織目標が共有されていない ●利用者の立場を考えた組織になっていない ●経営責任が果たされていない 	<p style="text-align: center;">⇒</p> <p>☑予防のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>組織の理念や組織目標の共有と見直しを図っている <input type="checkbox"/>組織の理念や組織目標を職員が具体的に理解している <input type="checkbox"/>職員を支援する仕組みを整備している <input type="checkbox"/>苦情を受けつけ対応する体制が整備され周知されている
課題 2 チームケアが上手くいっていない	
<p>背景・要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ケアはチームで行うという意識が薄い ●連携の目的がより良いケアの提供ではなく、職員の間関係維持に向いている 	<p style="text-align: center;">⇒</p> <p>☑予防のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>それぞれの職種の専門性や役割の相互理解を進めている <input type="checkbox"/>職員間の報告、連絡、相談のやり方を決めている <input type="checkbox"/>話し合いを否定や批判ではなく、合意を形成する場にする <input type="checkbox"/>チームケアの目的を確認している <input type="checkbox"/>管理職は職員がチームケアの成功体験をできるようにする <input type="checkbox"/>ヒヤリハットや事故報告を検討、共有して活用している
課題 3 提供するケアに課題がある	
<p>背景・要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認知症ケアの専門的知識・技術の習得が十分ではない ●ケアの前提となるアセスメントが十分に行われていない ●一人ひとりの利用者に合わせてケアが提供されていない ●ケアの質を高める教育が十分でない 	<p style="text-align: center;">⇒</p> <p>☑予防のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>認知症の利用者のアセスメント方法や認知症ケアの方法を知っている <input type="checkbox"/>一人ひとりのニーズを把握し、ニーズに合ったケアプランを作成している <input type="checkbox"/>職員の経験に応じた教育システムができている <input type="checkbox"/>ケアに関する相談をしやすい環境、体制ができている <input type="checkbox"/>他の施設の見学や外部の研修を受ける機会がある <input type="checkbox"/>外部研修の伝達が十分になされている
課題 4 必要な倫理や守るべき法令が理解されていない	
<p>背景・要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人を支援することの意味を考える機会がない ●虐待・身体拘束に関する意識・知識が不足している 	<p style="text-align: center;">⇒</p> <p>☑予防のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>ケアになぜ倫理観が必要か理解している <input type="checkbox"/>何が高齢者虐待や身体拘束にあたるのか知っている <input type="checkbox"/>虐待防止や身体拘束廃止の具体的な方法を知っている <input type="checkbox"/>虐待防止や身体拘束廃止について話し合う仕組みがある
課題 5 組織のあり方を変えにくい雰囲気	
<p>背景・要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ●組織として負担やストレスを軽減する取り組みをしていない ●現状を良しとして、組織を変えていくことに抵抗がある 	<p style="text-align: center;">⇒</p> <p>☑予防のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>管理職が職員一人ひとりの業務内容を把握している <input type="checkbox"/>管理職が職員の負担やストレスに気づき、適切な環境を整備している <input type="checkbox"/>職員の意見を聞く機会を組織として設定している <input type="checkbox"/>利用者、家族、外部の人（実習生やボランティア、第三者評価）の意見を聞く機会がある <input type="checkbox"/>経営層が組織のあり方を常に見直している

出典：「養介護施設従事者等による高齢者虐待発生要因と予防のポイント（公益財団法人 東京都福祉保健財団、『その人らしさ』を大切にケアを目指して、2016, p. 9-10。）」より作成

養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のキーワードと取組内容のまとめ

キーワード	取組内容
理念の共有	<ul style="list-style-type: none"> 法人理念がわかる教材（映像等）を作成し、新入職員研修等で活用しています 日頃の会議で法人の理念を伝える機会があります 経営層が業務に関わることで、理念を伝える機会があります 職員の個人目標を考える時に、法人理念と照らし合わせています
個別ケア・認知症ケア	<ul style="list-style-type: none"> 入居前の暮らしの様子、長年なじんだ習慣や好みを確認しています 認知症の人の「その人らしさ」を知るツール（センター方式、ひもときシートなど）を活用しています 定例の会議でミニ事例検討をしています 利用者の状況が変化した時に臨時で会議をしています 職員が持ち回りで講師になる認知症ケアの勉強会を行っています
権利擁護意識の確立	<ul style="list-style-type: none"> 「虐待の芽チェックリスト」や「虐待予防セルフチェックリスト」を年に何回か行っています 組織の管理者や委員会が中心になって、「虐待の芽チェックリスト」の結果を集計して、比較可能な形（数値化・グラフ化・内容やフロア別の傾向等）にまとめて、話し合い、改善をしています 「虐待の芽」の状態に気付いた時に、職員間で声をかけ合い、助け合える関係を構築しています 身体拘束が利用者・家族や職員に与える悪影響を確認しています 一人ひとりのモラルを高めるような研修を実施しています
職場内訓練（OJT）	<ul style="list-style-type: none"> 新入職員を教育する担当制の指導者を配置（アドバイザー／プリセプター制）し、指導者向けの研修も実施しています 新入職員に応じた指導ができるよう、アドバイザー・プリセプターに対しての研修を実施しています よりよいケアを提供できるように、ケアのチェックリスト（「介護職員技術チェックリスト」・「業務チェックリスト」など）を作成して、職員が自分のスキルを自ら点検できるようにしています。結果を上司と話し合って共有しています 上司は、1日の半分はケアの現場に入って、実際にケアをやって見せています 利用者やチームの状況等に応じた研修のテーマを設定しています
職場外訓練（OFF-JT）	<ul style="list-style-type: none"> 勤務形態にかかわらず全ての職員が研修に参加できるようにしています 職員の希望や状況に応じて受講する研修を選べるようにしています 定例会議で、外部研修の伝達をする時間（15分から30分）を設けています
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ヒヤリハットや事故報告を書きやすい書式にしています 提出されたヒヤリハットや事故報告を、すぐに共有できる手順やマニュアルを決め、再発防止に努めています なぜヒヤリハットや事故が起きたのか、話し合うことで今まで気づけなかったリスクに気づけるようにしています 感染症対策のマニュアルを作成し、みんなが同じケアができるようにしています
開かれた組織運営	<ul style="list-style-type: none"> 利用者や家族向けのアンケートや交流会の声を、ケアや組織の事業計画に反映しています 福祉サービス第三者評価の結果を活かして運営しています コミュニティスペースとして、施設の一部を地域住民に開放しています ボランティアや実習生が、自分の施設のケアをどのように感じたかを把握して活かしています 虐待防止委員会に、家族や地域住民に委員として出席してもらっています
ストレス・負担感の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ケアの中での困りごとやストレスを話し合える場をつくり、対応方法を共有しています 職員が困ったり、苛立ったりしている時には、声をかけ合い、ケアの方法を話し合います。時には、交代することもあります シフトごとの人数や交代時間を見直し、夜勤に負担がかかり過ぎないようにしています 人事考課に関係しない面接を行い、職員の働きやすさの確保に努めています

出典：養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のキーワードと取組内容のまとめ（公益財団法人 東京都福祉保健財団，平成27年度 高齢者権利擁護に係る研修支援・調査研究事業『高齢者虐待防止事例分析検討委員会報告書』，2016）。」

老推発第0930第1号
平成22年9月30日

都道府県
各 指定都市 高齢者虐待防止担当部(局)長 あて
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室長

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
第2条第5項に基づく高齢者虐待の解釈について

日頃より、高齢者虐待の防止及び高齢者の養護者に対する支援の推進に御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」については「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「法」という。)第2条第5項に規定されているところですが、通報等を受けた場合は、事案について調査を十分に実施した上で同条第5項に照らし、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に該当するかどうか判断することが重要となります。次のような行為は同項に基づく高齢者虐待に該当すると考えられるところであり、該当するか否かについての判断をせず、例えば「極めて不適切な行為」として処理することは同法では想定されていないことについてご留意願います。

- ・ 入所者を車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げた。
- ・ 裸になった入所者の姿を携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。
- ・ 入所者の顔に落書きをして、それを携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。

今後とも、これらの判断にあつては、調査等を十分に実施した上で、法やマニュアルに照らして慎重かつ適切に判断し、市町村等において判断しがたい事案が発生した場合には、都道府県に相談するとともに、必要に応じて国にも照会するなど、法の趣旨に沿って適正に対応していただきますようお願いいたします。

また、管内の市区町村等への十分な周知についてよろしく願います。

厚生労働省 老健局 高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室
田中、櫻井
電話：03-5253-1111 (内線 3869)
直通：03-3595-2888 (夜間)

老 発 第 0718003号
平 成 14年 7 月 18日
最終改正 老 発 0401第 14号
令 和 3 年 4 月 1日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

有料老人ホームの設置運営標準指導指針について

高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住まいに対するニーズの高まりを受け、有料老人ホームが増加する中、入居者の居住の安定を確保する観点から、有料老人ホームに対する適切な指導監督が不可欠となっている。

このような背景を踏まえ、介護保険制度改正において、入居者保護のため、更なる指導の徹底を図る観点から、老人福祉法を改正し、都道府県に届出のあった有料老人ホームの情報を市町村に通知することを義務づけるとともに、未届の疑いのある有料老人ホームを市町村が発見したときは、都道府県に通知するよう努めることとしたところである。

このほか、令和3年度介護報酬改定が行われたこと等を踏まえ、今般、別添のとおり標準指導指針を改正することとしたので、次の事項に留意の上、貴管内の有料老人ホームに対して適切な指導を行われたい。なお、サービス付き高齢者向け住宅においては、有料老人ホームに該当するものが多いという実態もあるため、貴職においては、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅についても適確に把握の上、必要に応じて、適切な指導を行われたい。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的な助言に該当するものである。

1 標準指導指針の性格

有料老人ホームは民間の活力と創意工夫により高齢者の多様なニーズに応じていくことが求められるものであり、一律の規制には馴染まない面があるが、一方、高齢者が長年にわたり生活する場であり、入居者の側からも介護を始めとするサービスに対する期待が大きいこと、入居に当たり前払金を支払う場合を含めて大きな金銭的な負担を伴うことから、行政としても、サービス水準の確保等のため十分に指導を行う必要がある。特に、有料老人ホーム事業は、設置者と入居者との契約が基本となることから、契約の締結及び履行に必要な情報が、入居者に対して十分提供されることが重要である。

このような事業の性格を踏まえ、各都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）は、本標準指導指針を参考として、地域の状況に応じて指導指針（以下「指導指針」という。）を定め、これに基づき設置前及び事業開始後において継続的な指導を行われたい。なお、指導指針を作成していない場合は、本標準指導指針に基づき指導を行うこととして差し支えないが、できる限り速やかに指導指針を作成されたい。

2 指導上の留意点

(1) 有料老人ホームの定義の周知

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項において、有料老人ホームとは、①老人を入居させ（以下「入居サービス」という。）、②当該老人に対して「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービス（以下「介護等サービス」という。）を供与する施設として定義されている。

従って、同項の規定に基づく「届出」の有無にかかわらず、入居サービス及び介護等サービスの実施が認められるものは、すべて有料老人ホームに該当するものとして取り扱うこととなる。

また、「届出」とは、一定の基準に該当するかどうかを判断した上で実施する「認可」や「指定」とは異なるものであるため、入居サービス及び介護等サービスの実態が認められるものについて事業者から届出があった場合に、都道府県等において受理を拒否することの裁量の余地はない。

なお、有料老人ホームは、老人を入居させることを目的とする施設であることから、入居要件を専ら老人に限らず、老人以外も当然に入居できるようなものは有料老人ホームには当たらない。ただし、①入居要件では老人以外も入居できるとしつつ、意図的に老人を集めて入居させているものについては施設全体について、②共同住宅や寄宿舎のように老人とそれ以外の者が混在して入居しているものであっても、施設の一部については専ら老人を入居要件とするものについては当該老人が利用している部分について、有料老人ホームとして取り扱うこととする。

以上の内容を事業者に対して周知し、必要に応じて届出を求めることをお願いしたい。

(2) 有料老人ホームに該当することの判断

老人福祉法第 29 条第 1 項において、委託契約により第三者が介護等サービスを提供する場合についても、有料老人ホーム事業に該当することを明確化しているところであるが、同項の規定は、入居サービス提供者と介護等サービス提供者との間に直接の委託契約がない場合を一律に排除しているものではない。介護等サービス提供者には、入居サービス提供者と委託契約をした者から再委託をされた者など、すべての第三者のうち、実質的にサービスの提供を行なっている者を含むと解するものである。

従って、入居者に対して、入居サービス又は介護等サービスのいずれかの提供者がもう一方の提供者を紹介・斡旋するなどにより、入居サービスと介護等サービスが一体的に提供されていることが認められる事業については、有料老人ホーム事業として取り扱って差し支えない。

(3) 有料老人ホームの届出の徹底

老人福祉法に規定する有料老人ホームに該当するにもかかわらず、廊下の幅員等が指導指針に適合しないことを理由に有料老人ホームの届出が行われない場合があるが、指導指針に適合しなくとも届出義務がある。

また、届出を行っていない有料老人ホームに対する指導に際して、複数の法人が協同して一体的な経営を行っている場合については、必ずしも特定の一の法人を設置者として扱わなければならないものではなく、複数の法人がいずれも設置者に該当するものとして取り扱って差し支えない。

老人福祉法の観点からは、重要事項の説明や情報開示など有料老人ホームの運営が適切に行われることが重要であり、事業者に対して指導の徹底をお願いしたい。

(4) 有料老人ホームの特定

まずは、有料老人ホームに該当する可能性のある施設を的確に把握することが必要である。このため、特に都道府県においては市町村と必要な情報を共有するなど、密に連携してその把握に努めることが重要である。

その結果、未届の有料老人ホームを把握した場合にあっては、都道府県等において、その施設が有料老人ホームに該当する旨を設置者に対して通知するなどの方法により、有料老人ホームであることを特定した上で、指導を行うことも有効である。届出が行われていない場合であっても、有料老人ホームに該当する事業については、老人福祉法に基づく命令や罰則の適用が可能であるため、設置者に対してその理解を促す観点からも、有料老人ホームであることの特定は必要である。

また、介護保険法の住所地特例の規定など、他の法律においても、有料老人ホームであることを前提とした制度があることから、これらの業務の明確化を図る上でも、適切に有料老人ホームの特定を行うことが必要である。

(5) 地域の状況に応じた指導指針の策定

標準指導指針においては、介護居室の床面積等について規定しているが、本来これらは地域の状況に応じて求められる水準が異なる場合も想定され、必ずしも全国一律に適用しなければならないものではない。このため、指導指針の策定又は変更に当たっては、地域の状況に応じて規定することも差し支えない。

(6) 有料老人ホーム情報の報告、情報開示等

入居希望者のニーズに合った有料老人ホームの選択に資するとともに、事業者の法令遵守の確保を図るため、老人福祉法の規定に基づき、設置者に対して、有料老人ホーム情報を報告させること。

また、有料老人ホーム事業は、設置者と入居者の契約が基本となることから、できる限り多くの情報が開示されることが重要である。特に、高齢者の多くは有料老人ホームにおいて提供される介護サービスに対して大きな期待を寄せていることから、当該有料老人ホームにおいて提供される介護サービスの内容、費用負担等について、重要事項説明書等において明確にするよう指導するとともに、重要事項説明書の交付及び説明の徹底、体験入居制度の実施、財務諸表及び事業収支計画書の開示等について、設置者に対し十分な指導を行われたい。

さらに、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表の提出を求めること等により、経営状況の把握を行い、届出時の事業収支計画と財務諸表に乖離がある場合には対処方針等を報告させるなど、適切な措置を講ずるよう指導するとともに、重要事項説明書、入居契約書、管理規程、入居案内パンフレット等について、定期的に又は変更の都度、提出を求め、表示と実態が乖離することのないよう指導されたい。

その上で、各都道府県においては、設置者から報告のあった有料老人ホーム情報を公表するとともに、重要事項説明書等についても公開するよう努められたい。

なお、重要事項説明書等の公開にあたっては、介護サービス情報公表システムの活用も検討すること。

(7) 有料老人ホームに対する指導

①立入調査等

管内の有料老人ホームについて、定期的な立入調査を実施するほか、必要に応じ適宜調査を実施されたい。立入調査に当たっては、介護保険担当部局（管内の市町村の介護保険担当部局を含む。）とも連携を図り、重要事項説明書の記載内容等に照らしつつ、居室の状況や介護サービスの実施状況等について調査し、必要に応じ、指導指針に基づく指導を行う。また、合理的な理由がなく、再三の指導に従わない場合は、老人福祉法に基づく改善命令等必要な対応を行うこと。特に、立入調査において、入居者の処

遇に関する不当な行為が認められたときは、入居者の保護を図る観点から、迅速にその改善に必要な措置をとることを指導し、又は命じられたい。その上で、再三の指導に従わずに悪質な事業を続ける場合など、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、老人福祉法に基づきその事業の制限又は停止を命じられたい。

なお、事業の停止を命じた場合、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、入居者からの問合せに応じて、当該高齢者に適した諸条件が整った他の賃貸住宅等のリストを提示したり、入居に必要な公的主体による支援措置を紹介したりするなど、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努めること。

また、立入調査に限らず、老人福祉法に基づく定期の報告徴収の際を活用するなどにより、状況の把握に努めること。

②集団指導

有料老人ホームに対する指導として、個別の有料老人ホームへの立入調査のほか、必要に応じて、複数の事業者を一定の場所に集めて講習等を行う集団指導を適宜実施されたい。

集団指導に当たっては、講習の内容に応じて事業者を選定し、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により事業者に通知した上で、指導指針の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。その際、多くの事業者が参加できるよう、必要に応じてオンラインでの開催なども検討すること。また、届出を行っていない有料老人ホームに対しても集団指導に参加するよう働きかけること。さらに、集団指導に欠席した事業者に対しては、当日使用した資料を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(8) 全国有料老人ホーム協会との連携

有料老人ホームに対する指導及び協議に当たっては、必要に応じ、公益社団法人全国有料老人ホーム協会と連携を図ることとし、同協会への入会や同協会に設けられている有料老人ホーム入居者生活保証制度の加入についても十分配慮するよう指導されたい。

(9) 介護サービスに係る表示の留意事項

介護が必要となった場合に、介護保険の訪問介護等を利用することとなっている有料老人ホームについては、当該有料老人ホームが自ら介護サービスを提供しているとは認められないため、重要事項説明書等における職員数の表示に訪問介護事業所等の勤務時間を重複して計上することや、広告等において「介護付終身利用型有料老人ホーム」、「ケア付き高齢者住宅」、「終身介護マンション」等の表示を行うことは不当表示となるおそれがあるので

留意されたい。

(10) 関係機関との連携

有料老人ホームの指導に当たっては、以下の関係機関と十分な連携を図られたい。

- ①介護保険担当部局（管内の市町村を含む。）
 - ・介護サービス基盤の整備等について
- ②住宅担当部局
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の運用について
- ③開発許可・建築確認担当部局（管内の市町村を含む。）
 - ・有料老人ホームの設置計画の事前把握について
- ④消防担当部局（所轄の消防署を含む。）
 - ・有料老人ホームの防火安全対策の推進について
- ⑤景品表示法担当部局
 - ・有料老人ホームの表示の適正化について
- ⑥消費生活センター、国民健康保険団体連合会等
 - ・苦情対応、入居者保護等について

3 指導指針の取扱いと届出の関係について

(1) 「届出」に対する適切な理解の促進

有料老人ホームにおいては、高齢者福祉に大きく関わる住まいの場であることを踏まえて、地域に開かれた存在であることが求められる。また、必要に応じて行政庁が適切に関与するための前提として、その設置者に対して「届出」を義務付けている。

一部において、届出を行うことで指導指針等による行政指導の対象となるかのような誤解もあるが、食事の提供など有料老人ホームの要件に該当する事業であれば、届出の有無にかかわらず、老人福祉法上の有料老人ホームとして取り扱われる。つまり、有料老人ホームとして取り扱われることを回避するために届出を行わないという行為には合理性がないことから、設置者に対しては、その旨を丁寧に説明し、自ら届出を行うよう促していただきたい。

なお、有料老人ホームの届出は、老人福祉法上の定義に適合する場合に必要となる手続に過ぎず、これを行うことによって「有料老人ホーム」という名称を使用しなければならないわけではないわけではなく、その点についても適切に説明していただきたい。

(2) 指導指針の適切な運用

一方で、有料老人ホームの設置者が、「届出」の趣旨や効果について誤解をしていることの一因は、これまでの行政指導において、あたかも指導指針が届出基準であるかのように扱ったり、その規定の内容に強制力があるかのような指導を行ってきたりした経緯にある、という可能性にも目を向ける必

要がある。行政指導を行う側と受ける側では違った受け止め方をする可能性があるので留意し、丁寧な制度説明が必要である。

有料老人ホーム制度が「届出」に基づくものになっているのは、民間の創意工夫を尊重し、高齢者の多様なニーズに応じた取組を進めやすくするためのものであるとともに、高齢者の福祉を損なうものであると認められるときには行政庁が介入する必要があるためである。仮に、届出を行いにくいような環境を現出させた場合、民間の創意工夫を阻害するだけでなく、結果として、届出が行われない物件が増えることとなり、そのような物件の把握や、届出を促すための指導に関する業務が拡大し、本来の福祉的な観点での指導等を行うことが困難になることも懸念されるため、二重の意味で制度の趣旨を損なうことになりかねない。

従って、有料老人ホームの設置者が自ら届出を行いやすくなる環境を構築することは、地方公共団体における届出促進に関する業務を軽減し、結果的には、入居者の適切な処遇を確保するための施策に注力することが可能になると期待できることから、今回の標準指導指針の改正を機会に、各地方公共団体においては、指導指針の内容の見直しだけでなく、その運用の方法についても見直しを行い、有料老人ホームの設置者が自ら届出を行うことを促すような取組を進めるよう、願います。

(3) 既存建築物や小規模建築物を活用する取組への対応

有料老人ホームにおける居住の質を確保するためには、指導指針への適合が一つの目安となることである。その一方で、指導指針への適合を画一的に求めることは、事業者による有料老人ホームの届出意欲を削ぎ、結果として、都道府県等が把握できない有料老人ホームを増加させることにもつながりかねず、入居している高齢者に対する不適切な処遇や虐待などの発見が遅れる可能性も生じる。

特に、住宅の転用など既存建築物を活用する場合や小規模な建築物で運営を行う場合については、標準指導指針で示している設備基準への適合を求めることは困難であることも多いと考えられるため、民間の活力と創意工夫を取り入れた取組を行っている事業者自らの届出を促す観点から、入居者への十分な説明を前提に、

① 標準指導指針で示している規定の趣旨を満たすような代替の方法によること

② 将来的な改善に向けた計画を策定していること

などの方法により、標準指導指針上も差し支えないものとする旨を明記しているため、指導指針の策定や運用においても、個別具体的内容を吟味した上で、適切な指導を行うように留意されたい。

4 主要な改正点

(1) 令和3年度介護報酬改定を踏まえた見直し

令和3年度介護報酬改定により、指定特定施設等において、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ等の見直しが行われたことを踏まえ、有料老人ホームにおいても同様の措置を求めることとした。

(2) 書面規制、押印、対面規制の見直し

利便性の向上及び事業者の業務負担軽減の観点から、政府が推進する押印・書面手続きの見直し方針を踏まえ、本指針に定められている書面等については、電磁的記録で行うことができること、また、書面での説明等については、入居者等の承諾を得たうえで、電磁的方法によって行うことができることとした。

5 その他

(1) 本通知の適用

本通知及び標準指導指針は、令和3年7月1日から適用する。

ただし、各都道府県等が指導指針を別に定めている場合は、当該指導指針が適用される。従って、各都道府県等において本標準指導指針を参考に指導指針を改正しようとする場合にあっては、できる限り速やかに改正を行うこととし、その適用日についても、令和3年7月1日以前とすることが可能であるので、念のため申し添える。

なお、今般、標準指導指針に新たに追加された計画の策定等について、指導等に当たっては、特定施設入居者生活介護の基準等においては、以下の一定の経過措置期間が設けられていること等に留意すること。

- ① 標準指導指針7(2)二に示す認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることについて、特定施設入居者生活介護等の基準においては、令和6年3月31日までは努力義務としていること及び新たに採用した職員については採用後1年間の猶予期間を設けていること。
- ② 標準指導指針8(5)に示す業務継続計画の策定、同指針8(7)に示す衛生管理等及び同指針9(6)ロからホに示す虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等について、特定施設入居者生活介護等の基準においては、令和6年3月31日までは努力義務としていること。
- ③ 標準指導指針12(8)四に示す事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を置くことについて、軽費老人ホーム等の基準においては、令和3年9月30日までは努力義務としていること。

(2) 経過措置

本標準指導指針の適用の際現に存する有料老人ホーム、既に着工している有料老人ホーム等については、構造設備に係る規定を満たさない場合、従前の規定によることとして差し支えない。

老発 1113 第 1 号
平成 27 年 11 月 13 日

各都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及び
有料老人ホームに対する指導の徹底等について（通知）

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「法」という。）に基づく対応の強化については、平成 27 年 2 月 6 日、老発 0206 第 2 号で高齢者虐待防止等の取組の推進及び市町村に対する周知徹底について、依頼したところです。

しかしながら、最近、養介護施設従事者等による深刻な高齢者虐待等の事案が複数報道されていますが、利用者が安心して過ごせる環境を提供すべき養介護施設や養介護事業（以下「養介護施設等」という。）でそのような事案が発覚していることは、決してあってはならないことであり、極めて遺憾な事態であります。

つきましては、法に基づく対応を強化するための留意事項等について、改めて下記のとおりお示ししますので、再発防止に向けた取組の強化に努められるとともに、貴管内市町村への周知についてお願い致します。

記

1 高齢者虐待防止における基本的事項

高齢者虐待は、高齢者の尊厳を失わせる重大な問題であり、決してあってはならないことです。養介護施設従事者等を含む全ての国民が、高齢者の権利を擁護し、尊厳を守らなければならないという法の趣旨や内容を十分に理解することが不可欠です。

養介護施設等の管理者においては、日頃から、事業所職員の状況、職場環境の問題等を把握するとともに、必要に応じ、養介護施設等を運営する法人の業務管理責任者に対し、報告等を適切に行う必要があります。当該法人の業務管理責任者は当該報告等に対して、助言や指導を行うことが業務です。このように、法人や事業所では業務管理体制におけるそれぞれの責任を果たす必要があります。

こうした取組が十分でなく、養介護施設従事者等の一人一人の努力にのみ任せていると、職員のストレスが溜まりやすくなり、不適切なケアにつながるなど、高齢者虐待を引き起こす要因となる可能性があります。

養介護施設等においては、事業所におけるストレスを軽減するとともに、介護の質を向上させる仕組みづくりに事業所全体が一丸となって、取り組むことが求められます。また、行政上の対応では、①高齢者虐待の未然防止、②高齢者虐待の早期発見、③高齢者虐待事案への迅速かつ適切な対応について、市町村を中心として、必要に応じて都

道府県の支援を受けながら対応していくことが重要です。

2 高齢者虐待の未然防止

法第20条では、「養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする」とされています。

養介護施設等において、研修、苦情処理及び内部監査を含めた業務管理体制全般について適切に運用されているかどうか、養介護施設等の管理者はもちろんのこと、養介護施設等を運営する法人においても適切に把握することが求められます。このため、都道府県及び市町村においては、①養介護施設等が自ら企画した研修を定期的を実施すること、②苦情処理体制が施設長等の責任の下、運用されること、③メンタルヘル스에配慮した職員面談等を組織的に対応すること、④業務管理体制を常に自主的に点検し、必要に応じ、体制の見直しや運用の改善に努めること等について、養介護施設等への指導・助言に努めていただきますようお願いいたします。

なお、養介護施設等の自主研修の企画においては、認知症介護研究・研修仙台センターが開発した「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及びストレスマネジメント支援に向けた教育システム」(*)も積極的に活用されるよう、養介護施設等への周知をお願いします。

また、これに加えて、都道府県及び市町村においても、これまで以上に高齢者の権利擁護、身体拘束廃止及び虐待防止に関する研修や実地指導等に組み込んでいただく必要があると考えています。

(*) 認知症介護研究・研修仙台センターの開発した教育システム

http://www.donet.gr.jp/support/research/center/detail.html?CENTER_REPORT=58¢er=3

3 虐待事案の早期発見

法第5条第1項では、「養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」と規定されています。

また、法第21条第1項では、「養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(略)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」と、養介護施設従事者等の市町村への通報義務が定められています。

さらに、同条第7項では、「養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない」と定められています。

高齢者虐待への対応は、虐待を直ちに発見し、高齢者の安全を確保するため、で

きるだけ早い段階から、高齢者虐待の対応の窓口へ情報が提供される必要があります。

については、法第5条第1項、第21条第1項及び同条第7項の規定の内容が徹底されるよう、市町村と連携し、様々な機会を通じて、養介護施設従事者等へ周知・啓発に努めていただくようお願いします。

加えて、社会福祉協議会、民生委員、介護相談員、自治会、NPO、ボランティア団体、家族の会といった地域に密着したメンバーで構成される「早期発見・見守りネットワーク」と日常的に連携協力を図ることは、高齢者虐待を早期に発見する上で、有効であると考えられます。このため、同ネットワークの構築がさらに向上するよう、市町村への助言・支援をお願いします。

4 虐待事案への迅速かつ適切な対応

(1) 初動期段階の体制整備

市町村又は都道府県に対し、虐待の相談・通報があったときは、訪問調査を速やかに実施できるよう、庁内関係部署及び関係機関からの情報収集などの初動期段階の体制を整えておくことが重要です。また、地域包括支援センターにおいては、高齢者虐待防止を含めた権利擁護業務が主要な業務の一つに位置付けられており、市町村は、地域包括支援センターと連携協力して、虐待事案に対応することが求められています。

都道府県及び市町村における体制整備について、積極的な取組をお願いします。

(2) 市町村の対応力強化

虐待事案に迅速に対応するためには、まず、虐待の有無と緊急性を適切に判断することが重要であり、そのためには、市町村担当部署の管理職、担当職員、地域包括支援センター職員によって構成される会議において、市町村の責任の下判断することとなります。

また、事案の内容に応じて、様々な専門的知見に基づく検討・助言が必要となる場合があること、また、生活保護ケースワーカー、保健センター保健師等の庁内関係部署の職員並びに医師、弁護士、社会福祉士等の専門的な助言者の出席を要請することも必要であることから、これらのことを踏まえ、都道府県においては、多職種による会議の設置・運営及び専門的な知見を有する者の活用等について、市町村に対する助言や広域的な観点からの支援をお願いします。

(3) 介護保険法又は老人福祉法の権限行使等

高齢者虐待に関する相談・通報がなされた場合、その内容に関する事実の確認を速やかに行い、高齢者本人等の状況を確認した後、虐待ケースの状況に応じて、養介護施設従事者等による虐待における介護保険法又は老人福祉法の権限行使等を行う必要があります。

都道府県及び市町村においては、引き続き、高齢者虐待事案の内容に応じた適切な対応をお願いします。

5 有料老人ホームに対する指導の徹底等

有料老人ホームの設置運営については、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（平成14年7月18日付け老発第0718003号 最終改正平成27年3月30日付け老発0330第3号。以下「標準指導指針」という。）において、その指導上の留意点を示しているところです。標準指導指針を参考として、各都道府県等で定められた指導指針等に基づき、貴管内における有料老人ホームの設置者に対して、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、指導の徹底や継続的な指導が行われますようお願いいたします。

また、3月30日付けで標準指導指針の改正を行い、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）についても、標準指導指針の対象に追加しています。ついては、有料老人ホームに該当するサ高住についても、都道府県等において適確に把握した上、老人福祉法及び指導指針に基づく適切な指導を実施されますよう、お願いいたします。

(1) 定期的な立入調査等を通じた指導の徹底

各都道府県等におかれては、定期的な立入調査等を通じて、貴管内の有料老人ホームの運営状況の把握に努め、必要に応じて都道府県等が適切に関与できる体制を平時から構築されますようお願いいたします。

特に立入調査に当たっては、介護保険担当部局はじめ他部局とも連携を図り、重要事項説明書の記載内容等に照らしつつ、居室の状況や介護サービスの実施状況等について調査し、必要に応じて指導指針に基づく指導を行うとともに、入居者の処遇に関する不当な行為が認められるときは、入居者の保護を図る観点から、迅速にその改善に必要な措置をとるよう指導等をお願いいたします。また、その後改善策が適切に講じられているかを確認するなど、各都道府県において再発防止に向けた継続的な対応が行われますようお願いいたします。

なお、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「有老協」という。）では、都道府県等に対して、有料老人ホームの運営や指導に関する情報提供、集団指導への講師派遣など、必要に応じて都道府県等の行政指導に関する協力を行っています。ついては、有料老人ホームに対する指導及び協議に当たっては、必要に応じ、有老協と連携を図られますようお願いいたします。

(2) 適正な事業運営に向けた外部点検等の取組

有料老人ホームは、高齢者福祉に大きく関わる住まいの場であり、地域に開かれた存在であることが求められています。また、有料老人ホーム事業の適正な運営に向けては、職員及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員等と積極的に連携を図り、外部からの点検が働くような取組も重要です。

ついては、有料老人ホームの設置者に対し、透明性の確保に向けた自主的な取組や地域との定期的な交流など、入居者やその家族はもちろん、地域との繋がりを強化する取組を促進されますようお願いいたします。

老指発 1 1 1 3 第 1 号
平成 2 7 年 1 1 月 1 3 日

都道府県
各 指定都市 介護保険施設等指導監査担当課長 殿
中核市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長
(公 印 省 略)

介護保険施設等における高齢者虐待等に対する指導・監査等
の実施について

介護保険法における介護保険サービス事業所の指導監督については、高齢者の尊厳を支えるよりよいケアを目指し、「介護保険施設等の指導監督について」(平成 18 年 10 月 23 日老発 1023001 号)により、介護サービス事業所等の質の向上を主眼とする「指導」及び指定基準や不正請求、身体拘束及び虐待等が疑われる場合には「監査」の実施をお願いしているところです。

また、介護サービス事業者の業務管理体制の監督については、「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」(平成 21 年 3 月 30 日老発第 0330077 号)により、介護サービス事業所等における虐待等の不正行為の未然防止のため、事業者の業務管理体制に関する確認検査の実施をお願いしているところです。

しかしながら、今般、養介護施設従事者等による深刻な高齢者虐待事案等が複数の事業所で報告されました。高齢者虐待は、高齢者の尊厳を失わせる重大な問題であり決してあってはならない事です。また、介護保険制度への信頼性に関わる由々しき問題でもあります。

つきましては、今回の介護保険施設等における高齢者虐待等の事案を踏まえ、今後の指導・監査及び業務管理体制の監督について、下記のとおり留意事項を定めましたので、貴管内市町村等にその周知をお願いいたします。

記

1. 高齢者虐待防止等に重点を置いた機動的な指導監査の実施について

通報、苦情等からの監査の実施については、都道府県等において、情報の具体性、信憑性、証拠物の有無、通報・苦情者の状況等を踏まえて個別に判断いただいて実施しているところであるが、その内容が利用者の生命、身体

に関わる事案である場合は、迅速な決断と積極的な実行が必要であることから、事前に通告を行うことなく監査を実施する等、現場の状況に応じ、柔軟に対応すること。また、高齢者虐待との関連が疑われる場合などを含め、当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要がある場合には、上記監査と同様、事前に通知を行うことなく、実地指導を実施することも検討されたい。

2. 関連事業所も含めた重点的な指導・監査の実施について

都道府県等におかれては、限られたマンパワーで指導監査を実施して頂いているところであるが、高齢者虐待事案等問題のあった事業所はもとより、当該事業所の関連する事業所がある場合については優先的に指導・監査を行われたい。また、所管管内において高齢者虐待事案等が生じた場合には集団指導などにおいてその要因等の情報を共有するなど再発防止に努められたい。

3. 自己点検シート等の活用について

高齢者虐待防止を防ぐには、都道府県及び市町村の指導や監査のみならず、事業所自らが行う「自己点検」による確認作業が効果的である。事業所が行う自己点検の実施については、実地指導で活用する自己点検票（チェックシート）を活用する等、事業所の施設管理者等が定期的に虐待防止の観点から是正すべき点がないか自己点検を行うよう指導の徹底を図られたい。

4. 業務管理体制の確認検査における事業者の虐待防止の取組みの確認について

高齢者虐待を未然に防止するためには、施設又は事業所を運営している事業者が適切な業務管理体制を構築することが重要である。

このため、業務管理体制の確認検査では特に、

- ① 虐待防止、認知症ケアなどの研修が効果的に実施されているか。
- ② 内部通報、苦情相談窓口は機能しているか。
- ③ 職員に対するストレスマネジメント、メンタルヘルスケアは実施されているか。

など、虐待事案を未然に防ぐための取組が行われているか検証し、事業者自らが業務管理体制の改善を図れるよう意識づけを行っていただきたい。

老発 0331 第9号
令和5年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）

令和4年12月23日に、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する令和3年度の調査結果を公表したところです。

本調査結果によると、養介護施設従事者等による虐待については、相談・通報件数2,390件、虐待判断件数739件といずれも過去最多となる一方、養護者による虐待については、相談・通報件数36,378件、虐待判断件数16,426件と相談・通報件数は過去最多、虐待判断件数は減少する結果となりました。

高齢者虐待に関する相談・通報窓口の設置、事実確認、適切な措置等については、法により自治体が担うこととなっており、平成27年以降、毎年、「「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）」等を発出することにより、高齢者虐待に対する対応の強化等について周知徹底していますが、高齢者虐待は、依然として高止まりの傾向が続いています。

つきましては、下記に留意の上、高齢者虐待防止に対する体制整備の充実や再発防止に向けた取組の強化等に一層のご尽力をいただくとともに、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）、関係団体等への周知及びこれらを通じた介護施設・事業所等への周知を徹底していただくようお願いします。

【通知の要点】

1 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた適切な対応等

- ・本調査結果の活用による地域の実情に応じた虐待の未然防止、迅速かつ適切な対応、再発防止策の実施及び適切な事実確認
- ・性的指向・性自認（性同一性）を理由とした被虐待高齢者に対する介護施設への入所等の適切な措置
- ・改善指導（勧告等）を受けた介護施設等の再発防止等に向けた改善計画（取組）に対する訪問等によるモニタリング、評価の実施
- ・都道府県と市町村との連携・協働の強化
- ・地域での孤立化防止等による養護者支援の適切な対応
- ・改定版「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（国マニュアル）の周知と積極的な活用

2 高齢者虐待防止に係る体制整備等

- ・養介護施設従事者等による虐待防止に係る体制整備
全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けられたことを踏まえた、虐待防止に向けた確実な体制整備の構築
- ・高齢者虐待防止に係る計画策定及び評価（PDCA サイクル）の実施
高齢者虐待防止に係る体制整備の検討及び取組の実施と取組内容の改善、見直しに係る課程（PDCA サイクル）の計画的な実施
- ・介護サービス相談員派遣事業等の推進

3 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

都道府県における市町村への適切な支援、助言及び注意喚起

4 高齢者権利擁護等推進事業の活用

令和4年度より補助対象に追加した介護施設等における虐待防止研修を実施する講師の養成研修、介護施設等における虐待防止検討委員会の運営、研修の実施等に係る指導等のための専門職の派遣及び検証を行うための会議や養護者による虐待につながる可能性がある事例への専門職の派遣等の積極的な活用

1 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた高齢者虐待への適切な対応等

(1) 高齢者虐待への適切な対応等

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査（以下「法に基づく対応状況等調査」という。）の結果を踏まえた高齢者虐待の増加要因等についての分析等が十分に行われていない都道府県、市町村が見受けられますが、本調査結果を活用することにより、高齢者虐待が発生する傾向や特徴、取組状況等を分析・検証し、地域の実情に応じた虐待の未然防止、迅速かつ適切な対応及び再発防止に関する対策を積極的に講じることが重要です。

また、本調査結果によると、事実確認を行っていない事案も報告されていますが、法第9条第1項及び第24条において、市町村等は、高齢者虐待に係る通報等を受けたときは、速やかに事実確認を行うこととされていることから、高齢者虐待が疑われる事案が発生した場合は、高齢者の生命や身体の安全確認及び虐待の有無を判断するために必要な情報を収集するとともに、専門職の積極的な活用や警察の援助を求める等により適切な事実確認を行うようお願いします。

なお、高齢者本人の安全確認や事実確認等については、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、十分な感染対策を行った上で、原則として、高齢者本人への訪問等により実施するようお願いします。

さらに、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等を理由とした虐待を受けた高齢者も含め、老人福祉法に基づく措置入所等が必要な場合には、本人の意思や人格を尊重し、適切な措置が講じられるよう市町村への周知をお願いします。

(2) 養介護施設従事者等による虐待への適切な対応

養介護施設従事者等による虐待においては、介護保険法及び老人福祉法上の指導監督権限を有する都道府県や市町村の担当部署と虐待対応を行う市町村の担当部署との間で、十分な情報共有、連携・協働を図ることが必要不可欠であり、介護施設等に対する指導内容や改善計画、取組みについては、都道府県と市町村との役割分担の下、適宜、モニタリングを行うとともに、再発防止に向けた取組みを評価することが重要です。

また、本調査結果によると、過去に虐待が発生している、もしくは、指導等を受けた介護施設等においては、繰り返し虐待や不適切な対応が発生している状況が確認されていることから、初回の指導等において、虐待等の再発防止に向けた取組みを徹底していただくようお願いします。

さらに、虐待の発生要因として、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」が多数確認されていることから、介護施設等においても、虐待防止に向けた組織的な対応を積極的に行っていただくようお願いします。

(3) 養護者による虐待への適切な対応

新型コロナウイルス感染症等の影響により、通所介護、短期入所生活介護等の介護サービスの利用回数に変更が生じたこと等により、高齢者の居宅での生活時間の増加、養護者の生活不安やストレスが増加する等、高齢者を取り巻く家庭内での人間関係や養護者の心身の状況等にも影響を及ぼし、世帯の孤立化や高齢者虐待の発

生、深刻化している現状が確認されています。

このため、市町村においては、以下の事項に留意しつつ、高齢者虐待の防止及び虐待への対応を、関係者と連携しつつ適切に実施するとともに、都道府県においては、管内の市町村に対し周知徹底を図り、「高齢者権利擁護等推進事業」を積極的に活用する等、必要な支援を継続していただけますようお願いいたします。

- ① 高齢者虐待の発生及び深刻化を防止する観点から、虐待防止に関する啓発や、在宅における一人暮らし高齢者等に対する地域での見守り等に加え、養護者が地域で孤立化することがないように、高齢者と同居する家族等の状況、適切な介入の必要性等の状況を把握するために必要な対応を行うこと。
- ② 従来利用していた介護サービス等が利用できなくなることや利用回数に変更が生じること等は、高齢者本人や同居する家族等の負担が増加し、高齢者虐待の発生や深刻化するリスクが高まることが考えられることから、介護サービス等の利用が減少したにも関わらず代替サービスの利用がない場合や、介護サービスの利用を増加することが必要であるが困難であること等の状況が把握された場合においては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等による訪問や電話等での状況確認に加え、フォーマル、インフォーマルサービスを含めた代替サービスの活用の検討すること。
- ③ 市町村等においては、虐待を受けた高齢者の保護や虐待の事実確認等、虐待対応に困難が生じた場合は、都道府県や関係団体等と連携、協働することにより適切な対応を実施すること。

(4) 高齢者虐待への対応と養護者支援（国マニュアル）

市町村、都道府県における高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に作成している「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（平成30年3月厚生労働省老健局）」（国マニュアル）については、今年度、改定作業を進めてきたところであり、4月中に改定版を当省のホームページに掲載するとともに、自治体に配布する予定です。改定後のマニュアルについて、市町村等への周知徹底及び積極的な活用をお願いします。

2 高齢者虐待防止に係る体制整備の強化等

(1) 基準省令改正への対応について

基準省令改正により、令和3年4月1日から全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催すること、②虐待の防止のための指針を整備すること、③虐待の防止のための研修を定期的を実施すること、④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くことが義務付けられましたが、経過措置期間が令和5年度末で終了することから、期限内に必要な体制が整備されるよう、支援をお願いします。

(2) 高齢者虐待防止に係る計画策定及び評価（PDCA サイクル）の実施

介護保険法第 116 条第 1 項の規定に基づき定められる「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）において、高齢者虐待防止の体制整備に関する事項が追加されたことを踏まえ、令和 5 年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に関する評価指標として高齢者虐待防止に関する項目を設定しました。

また、第 9 期介護保険事業（支援）計画策定に当たり、令和 4 年度社会保障審議会介護保険部会における高齢者虐待防止の推進に係る意見も反映し、当該計画基本指針の基本的事項に、「虐待防止対策について PDCA サイクルを活用して取り組むことの重要性」等を追記し、市町村と都道府県の基本指針に「養護者及び養介護施設従事者等による虐待の防止に向けた体制整備について」の取組みを新設することにより、虐待防止の取組みを一層推進する予定としております。

当計画を策定するに当たっては、令和 4 年度に実施した、「自治体による高齢者虐待防止に資する計画策定と評価などに関する経年的調査研究事業」の報告書（※）についても活用していただけますようお願いいたします。

※ 厚生労働省ホームページに掲載

(3) 介護サービス相談員派遣事業等の推進

介護施設等において、虐待等の不適切な事案が生じることなく、利用者が安心して過ごせる環境を作るためには、風通しの良い環境を作り出すことが大切であり、このためには、施設長を中心とした職員同士の協力・連携はもとより、第三者である外部の目を積極的に導入することが効果的です。

具体的には、介護保険の地域支援事業（任意事業）である介護サービス相談員派遣等事業（※）の実施が有効であると考えられることから、令和 2 年度に介護サービス相談員研修の体系の見直しや、地域医療介護総合確保基金による研修費用への助成を行う等、介護サービス相談員を育成しやすい環境を整備するとともに、介護施設等におけるサービスの質を向上させる観点から、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を派遣先として追加することにより制度の充実を図ったところです。

このため、都道府県においては、介護サービス相談員の積極的な活用及び効果的な実施に向けて、未実施市町村に対して、事業効果等の周知、地域医療介護総合確保基金（介護従事者分）における介護サービス相談員派遣等事業に係る研修費用等の助成対象化、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での介護サービス相談員の受入促進に向けた働きかけをお願いいたします。

（※）介護サービス相談員派遣等事業

地域で活躍する市民ボランティア（介護サービス相談員）が介護サービスの現場を訪問し、利用者の疑問や不満を汲み取り、介護サービス提供事業者にフィードバックして事業者・利用者・保険者である市町村等の間の橋渡し役を果たし、利用者の不安解消を図るとともに、サービスの改善に結びつけるもの

（参考）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

3 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

高齢者の財産を狙った不当な物品販売や購入の強要、住宅改修などの財産上の不当取引（※）による高齢者の被害については、法第 27 条の規定に基づき、市町村において、相談に応じ、消費生活担当部署や関係機関を紹介するなど、適切な対応が図られているところであり、平成 27 年に都道府県に対し通知を発出し、必要に応じて消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）等を有効活用し、関係部署、機関の連携体制の構築に努めるよう依頼しているところです。

都道府県においては、市町村での財産上の不当取引に係る対応について、改善が必要と認められる場合等には、適切な支援、助言や注意喚起をお願いします。

（※）財産上の不当取引

養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得ることを目的として高齢者を行う取引

4 高齢者権利擁護等推進事業の活用

高齢者権利擁護等推進事業については、令和 4 年度に介護施設等における虐待防止研修を実施する講師を養成するための研修とともに、基準省令改正により義務化された委員会の開催や研修の実施等の体制整備を踏まえ、介護施設等における虐待防止検討委員会の運営、研修の実施等に係る指導等のための専門職の派遣について新たに助成対象として追加したところです。

基準省令改正に関する事項が令和 6 年 4 月 1 日から義務となることに向け、市町村、都道府県における虐待の再発防止・未然防止策の推進のためにも活用していただくようお願いいたします。

また、養護者による虐待に関しては、虐待につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事案に対応するために、市町村、介護支援専門員等と連携の下、弁護士、社会福祉士、医師等の専門職の派遣（いわゆるアウトリーチ）が有効とされているが、当該費用についても助成対象としていることから積極的に活用いただき、引き続き、管内市町村へのさらなる支援をお願いします。